



## 意見書

令和3年12月15日付けで市民から天理市議会議長に提出された調査請求書に記載された事案について、同年12月17日に市長より調査依頼を受けましたが、本件については、令和2年8月4日及び28日に調査等を行い、同年8月28日付けで当審査会の意見書を市長宛に送付させていただいたものであり、これ以上の調査は不要であると考えます。

なお、請求人は、天理市政治倫理条例第5条第1項と第3項を完全に分離して解釈していますが、前回の意見書において述べたとおり、同条第1項では、議員は、1親等の親族が経営する企業が、市等が行う請負契約等を辞退するよう努めなければならないことを定め、請負契約辞退に向けた議員の努力の結果として、第3項において、議員は、辞退届を提出するものとされているのであり、第3項に基づく辞退届の提出については、第1項における議員の努力によって当該親族が経営する企業が請負契約等を辞退する意思を持つに至ることが当然の前提でありますので、条例第5条第1項に係る岡部議員の努力義務違反の有無を判断できない以上、同条第3項の義務違反もまた判断できないと言わざるを得ないことを付言させていただきます。

天理市長 並 河 健 様

令和4年3月29日

天理市政治倫理審査会

会長 川崎 祥記